

広島県公安委員会公告第83号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定による検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により公示する。

令和7年6月2日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

(1) 学科試験

種別及び級	実 施 期 日	実 施 場 所	定 員
交通誘導警備 業務1級	令和7年9月4日（木） 午前9時30分から 午後0時まで	広島市中区基町9番42号 広島県警察本部13階会議室	15人
交通誘導警備 業務2級			15人

(2) 実技試験

学科試験の合格者に対して、次のとおり実技試験を行う。

種別及び級	実 施 期 日	実 施 場 所
交通誘導警備 業務1級	令和7年10月18日（土） 午前9時から 午後5時まで	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター
交通誘導警備 業務2級	令和7年10月4日（土） 午前9時から 午後5時まで	

2 受験資格

(1) 交通誘導警備業務1級に係る検定

広島県内に住所地がある者又は広島県内に所在する営業所に所属する警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 広島県公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 交通誘導警備業務2級に係る検定

広島県内に住所地がある者又は広島県内に所在する営業所に所属する警備員である者

3 検定の科目

種 別	試 験 区 分	科 目
交通誘導警備 業務 1 級	学 科 試 験	○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実 技 試 験	○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
交通誘導警備 業務 2 級	学 科 試 験	○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実 技 試 験	○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 検定申請手続等

(1) 届出方法

ア 受検希望者本人が、下記(2)の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備付けの直接検定受検希望届出書により届出を行うこと。

イ 受検予定者の決定及び検定申請書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。

(2) 直接検定受検希望届出書（交通誘導警備業務 1 級及び交通誘導警備業務 2 級に係る検定）の提出期間

令和 7 年 7 月 28 日（月）から令和 7 年 8 月 1 日（金）までの午前 9 時から午後 4 時（正午から午後 1 時を除く。）まで。ただし、定員になり次第締め切る。

(3) 検定申請書の提出先

受検予定者に決定した者は、下記 5 の提出書類等を住所地又は警備員である場合にその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課に提出すること。

なお、郵送や代理人等による申請は認めない。

(4) 検定申請書の入手方法

広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において直接受け取るか、広島県警察のホームページから様式をダウンロードすること。

5 提出書類等

(1) 交通誘導警備業務 1 級に係る検定

ア 検定申請書 1 通

イ 広島県内の住所地を疎明する書面又は広島県内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面のいずれか一つ

ウ 写真 2 枚

申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

エ 上記 2 の(1)のアに該当する者は、交通誘導警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し 1 通及び当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する警備業務従事証明書 1 通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを誓約する書面 1 通及び履歴書 1 通

オ 上記 2 の(1)のイに該当する者は、一級検定受検資格認定書（広島県公安委員会が上記 2 の(1)のアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者であることを証する書面）の写し 1 通

(2) 交通誘導警備業務 2 級に係る検定

ア 検定申請書 1 通

イ 広島県内の住所地を疎明する書面又は広島県内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面のいずれか一つ

ウ 写真 2 枚

申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

6 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

ア 交通誘導警備業務 1 級に係る検定

14,000 円

イ 交通誘導警備業務 2 級に係る検定

14,000円

(2) 納付方法

検定手数料は、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

7 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

8 服装及び持参物

(1) 服装

私服（実技試験においては、運動ができる服装）

(2) 持参物

受検票及び筆記用具

9 検定の実施

この検定は、広島県公安委員会が実施する。

10 問合せ先

(1) 広島県警察本部生活安全部生活安全総務課

電話（082）228-0110（内線3038、3039）

(2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

11 その他

試験内容に関する問合せは、一切受け付けない。